

1 趣旨・目的

トラック運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているなど、その労働条件及び安全衛生の確保・改善を一層推進することが喫緊の課題となっている。これらの背景として、荷主との関係から労働時間の短縮が進まないこと、多重的な請負構造から適切な運行管理がなされていない等の問題があげられる。

このような状況を踏まえ、トラック運転者の労働条件改善事業として、発着荷主、元請貨物自動車運送事業者（以下「元請運送事業者」という。）及びその元請運送事業者の下請運送事業者（1次、2次下請等を含む）を含めた協議会を設置するとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を通じ、運送事業者自らの努力と荷主の協力を得て、長時間労働の抑制を行うことにより、過重労働による健康障害を防止し、安全衛生の確保・向上等を図ることを目的とする。

2 事業の項目・内容

トラック運転者労働条件改善事業として、具体的には以下を行う。

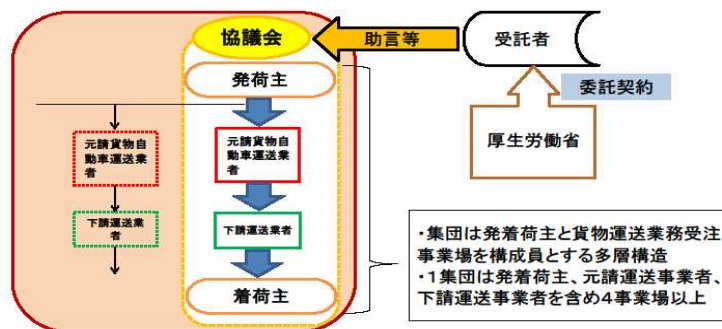
なお、別添の「＜参考＞トラック運転者労働条件改善事業の流れ（イメージ図）」を参考にすること。

(1) 対象集団の決定

発着荷主、荷主からの運送を直接依頼される元請運送事業者及びその元請運送事業者からさらに直接依頼をされる下請運送事業者といった多重的な請負構造を有している一連の集団を1集団（以下のイメージ図を参照）とし、厚生労働省が提供する事業場の情報に基づき、全国で20集団を決定すること。

なお、4事業場以上で構成される集団毎に協議会を設置する。必ずしもすべての請負関係にある貨物自動車運送事業者を集団に含める必要はないこと。

＜参考＞ 多重的な請負構造を有している集団イメージ図



(2) 自動車運行統括管理チーフアドバイザーの選任（1名）

本事業全体の統括・管理を行わせるため、下記（3）の自動車運行管理チーフアドバイザーの中から1名を選任すること。

(3) 自動車運行管理チーフアドバイザーの選任（4名）

5 集団ごとに下記（7）アの協議会の運営を統括し、その管理、調整、支援等の統括・管理を行わせるため、自動車運行管理チーフアドバイザー（以下「チーフアドバイザー」という。）を選任し、下記アの業務を行わせる。チーフアドバイザーは、運送業界の経営、労働基準関係法令、改善基準告示等に深い知識や経験を有する、下記イの要件を満たす者から選任する。

なお、チーフアドバイザーを選任するに当たっては、その候補者を厚生労働省に示し、当該候補者が要件を満たしていることについて厚生労働省の確認を得ること。

ア チーフアドバイザーの業務

(ア) 年間スケジュールの作成

トラック運転者労働条件改善事業の年間スケジュールを策定すること。

なお、スケジュールを決める際には事前に厚生労働省と協議を行うこと。

(イ) 自己診断チェックリストの作成・実施・分析

下記（5）を参照すること。

(ウ) 打合せ会議

下記（6）を参照すること。

(エ) 協議会

下記（7）アを参照すること。

(オ) アドバイザーとの協議・相談

事業を円滑に進めるため、下記（4）の自動車運行管理アドバイザーと適宜協議・相談を行いながら事業を運営すること。

(カ) 事業場訪問結果の分析

下記（7）イを参照すること。

(キ) アンケートの実施

下記（8）を参照すること。

(ク) 報告書の作成

下記（10）を参照すること。

イ チーフアドバイザーの選任要件

(ア) 運送業についてのフィールドワークを行っている研究者、大学の教職にある者

(イ) 発注者の経営的な立場と労働基準法や改善基準告示等の法令等に精通しており、労働基準法や改善基準告示等を遵守するための知識を有している者

(ウ) 上記（ア）、（イ）と同等以上の高度な専門性を有すると認められる者

ウ 選任数等

チーフアドバイザーは5 集団に対して最低1 名選任すること。

チーフアドバイザーが異なる5 集団や下記（4）の自動車運行管理アドバイザーを兼任すること（複数の協議会のアドバイザーとなることを含む。）は妨げない。ただし、その結果、協議会の運営が不適切になったり、下記（7）イの事業場訪問が短時間になるなど不十分なものとならないようにすること。

(4) 自動車運行管理アドバイザーの選任（40名）

発着荷主が元請運送事業者に対して行っている発注方法等又は元請運送事業者が下

請運送事業者に対して行っている発注方法等が、自動車運転者の労働時間や改善基準告示の遵守状況に与えている影響等を分析し、荷の発注方法等の改善点等の指導・助言を行わせるため、自動車運行管理アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を選任し、下記アの業務を行わせる。アドバイザーは、労働基準関係法令、改善基準告示等に深い知識や経験を有する、下記イの要件を満たす者から選任する。

なお、アドバイザーを選任するに当たっては、その候補者を厚生労働省に示し、当該候補者が要件を満たしていることについて厚生労働省の確認を得ること。

ア アドバイザーの業務

(ア) 自己診断チェックリストの回収

下記（５）ウを参照すること。

(イ) 打合せ会議

下記（６）を参照すること。

(ウ) 協議会

下記（７）アを参照すること。

(エ) チーフアドバイザーとの協議・相談

事業を円滑に進めるため、適宜チーフアドバイザーと協議・相談を行いながら事業を運営すること。

(オ) 事業場訪問

下記（７）イを参照すること。

イ アドバイザーの選任要件

(ア) 労働基準関係法令・改善基準告示について知識を有し、道路貨物運送業における経営面の理解・知識がある社会保険労務士の資格を有する者

(イ) トラック業界の労務管理の実務経験が５年以上あり、道路貨物運送業における経営面の理解・知識がある貨物自動車運送事業法第１８条に規定する運行管理者の資格を有する者

(ウ) トラック業界の労務管理の実務経験が１０年以上あり、道路貨物運送業における経営面の理解・知識がある者

(エ) 上記（ア）～（ウ）と同等以上の高度な専門性を有すると認められる者

ウ 選任数等

アドバイザーは協議会ごとに２名選任すること。アドバイザーが複数の協議会を担当することは妨げないが、その結果、下記（７）イの事業場訪問が短時間になるなど不十分なものとならないようにすること。

(5) 自己診断チェックリストの作成・実施・分析

ア 目的等

チーフアドバイザー及びアドバイザーが協議会を構成する事業場における自動車運転者の労働時間の実態、荷主等からの受注の現状、労働時間減少の隘路等を把握する。

チーフアドバイザーは自己診断チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を作成し、第１回協議会（下記（７）ア（ア））で協議会を構成する事業場に配付するとともに、アドバイザーの１回目の事業場訪問（下記（７）イ（ア））までにチェックリストを記入するよう依頼すること。なお、チェックリストの作成に当たっては前年度のチェックリストを参考とすること。

イ 項目

チェックリストには、少なくとも以下の項目を盛り込むこととし、チェックリストの対象期間は直近1年間とすること。

また、チェックリストの項目を決める際には、事前に厚生労働省と協議を行うこと。

(ア) 1日の拘束時間、1か月の拘束時間、休息期間、運転時間（2日平均での1日当たりの運転時間、2週間平均での1週間当たりの運転時間）、連続運転時間について、改善基準告示を遵守しているかどうか

(イ) 労働時間や拘束時間、特に荷待ち時間の頻度や時間

(ウ) 労働時間や拘束時間、特に荷待ち時間が長くなっている原因

(エ) 発注方法の改善により自動車運転者の労働時間等が改善されると思われる事項

ウ アドバイザーは1回目の事業場訪問時に内容を確認の上、チェックリストを回収すること。

また、チーフアドバイザーは、アドバイザーと協力の上、アドバイザーが回収したチェックリストの内容から長時間労働の原因や抑制の阻害要因などについて分析し、その結果を第2回協議会（下記（7）ア（イ））の検討資料として活用すること。

(6) チーフアドバイザー及びアドバイザーによる打合せ会議の開催

上記（1）により選定した集団毎に、チーフアドバイザー及びアドバイザーによる打合せ会議を行い、対象集団の概要、下記（7）の協議会の進め方、発注方法が自動車運転者の労働時間や改善基準告示の遵守状況に与える影響等について、各協議会を開催する前に1回以上打ち合わせを行うこと。

(7) 協議会の設置及び個別事業場に対する調査、指導等

ア 上記（1）により選定した集団毎に、発着荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者が参加する協議会を設置し、下記（ア）～（ウ）の内容を基にした協議会を年3回開催すること。なお、協議会を担当するチーフアドバイザー及びアドバイザーは開催される都度、当該協議会に必ず出席しなければならない。

(ア) 第1回協議会では、本事業の趣旨の理解及び自動車運転者の労働時間の改善に対する気運の醸成を図り、上記（5）のチェックリストを配付すること。

(イ) 第2回協議会では、アドバイザーの事業場訪問の結果分析や上記（5）のチェックリストにより把握した自動車運転者の労働時間の改善のための荷の発注方法等の問題点とその改善策に関する検討を行うこと。また、チェックリストの分析結果を協議会を構成する事業場に周知すること。

(ウ) 第3回協議会では事業の結果報告、今後の課題等を議論し、協議会ごとの報告書を取りまとめること。

イ アドバイザーは、協議会を構成する全ての事業場を第1回と第2回の協議会の間に1回、第2回と第3回の協議会の間に1回の計2回訪問すること。

なお、訪問の際は下記（ア）、（イ）に従って指導・助言を行うこと。

(ア) 1回目の事業場訪問では、自動車運転者の労働時間の実態、発着荷主が元請運送事業者に対して行っている発注方法等又は元請運送事業者が下請運送事業者に対して行っている発注方法等が自動車運転者の労働時間や改善基準告示の遵守状況に与えている影響等を把握するとともに、労働基準法や改善基準告示に関する指導・助言を行うこと。

また、荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者に配付した上記（5）のチェックリストを回収すること。

(イ) 2回目の事業場訪問では、第1回・第2回協議会で検討された改善策の実施状

況の確認、具体的な実施方法の指導・助言を行うこと。

(ウ) その他必要と認められる場合には、具体的な実施方法の指導・助言等必要な支援を行うこと。

(エ) チーフアドバイザーは、アドバイザーの個別事業場への1回目及び2回目の訪問後、アドバイザーと協力の上、チェックリストの分析結果と併せて、実情の分析、長時間労働の原因や抑制の阻害要因の分析、今後の指導方針の検討等を行うこと。

(8) 事業目標及びアンケートの実施

ア 本事業終了時までには、本協議会に参加した事業場に対し、本事業が労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になったかどうかを確認するために、チーフアドバイザーがアンケートを作成し、第3回協議会において協議会に参加する全事業場に配付し、その後回収を行い、アドバイザーと協力の上その結果を分析すること。

イ アンケートの項目を決める際には、事前に厚生労働省と協議を行うこと。なお、アンケートの作成に当たっては前年度のアンケートを参考にすること。

ウ アンケートの集計・分析結果については、協議会ごとに取りまとめ、結果を協議会に参加する全事業場に送付すること。

(9) 実施状況の情報提供等

厚生労働省の指示するところにより、年度途中における本事業実施状況について、厚生労働省及び関係都道府県労働局労働基準部監督課等への情報提供および、会議等での報告等必要な協力を行うこと。

(10) 報告書の作成

上記(1)から(8)までの実施状況について具体的に記述した報告書を作成すること。なお、報告書においては協議会、個別指導及び自己診断チェックリストなどを通じて収集した改善策の取組事例及びアンケートの集計・分析結果を盛り込むこと。

また、当該報告書の概要版(1協議会についてA4・2～4頁程度)を作成すること。なお、概要版の作成に当たっては、公とすることを前提に、記載内容についてあらかじめ各事業者等関係者の承諾を得ておくこと。

(11) 成果物の提出

上記(10)で作成した報告書については、平成29年3月25日までに厚生労働省(労働基準局監督課)に納入すること(報告書100部、概要版500部)。また、都道府県労働局労働基準部監督課にも配付すること(各都道府県労働局(47局)にそれぞれ、報告書5部、概要版200部)。併せて、成果物に係る電子データ(使用ソフトについては事前に厚生労働省と調整を行うこと。)をCD等に記録し、厚生労働省本省に2部提出すること。

報告書及び概要版等の成果物に係る著作権等一切の権利は厚生労働省に帰属するものとする。

(12) 事務局の設置

協議会の日程調整や資料作成等のため、事務局を設置すること(詳細は別添の<参考>「トラック運転者労働条件改善事業の流れ(イメージ図)」の「事務局」を参照)。

3 委託に関する条件等

(1) 著作権について

本事業により作成・変更・修正される報告書等の著作権(著作権法第21条から第28

条に定めるすべての権利を含む。)は、受託者が本件の契約の従前より権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、厚生労働省が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含め、すべて厚生労働省に帰属するものとする。また、厚生労働省は、納入された報告書等の複製物を、著作権法第 47 条の 2 の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。

(2) 機密の保持等

受託者は、本件の履行に際し知り得た内容を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない(契約完了後もこの義務を負うものとする。)

また、本委託業務遂行のため提供を受けたすべての資料等について、コピーしていた場合などは、受託者の責任で適正に廃棄すること。

(3) 環境保護

環境保護の観点から、可能な限り「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)(いわゆるグリーン購入法)に基づいた製品を導入すること。

(4) 再委託の禁止

本事業の再委託については、以下のとおりとする。

ア 業務の全部を再委託することは禁止する。

なお、再委託とは、本来受託者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して印刷、リーフレットの配送等を外部の専門業者に発注することは、再委託には当たらないものとする。

イ 本事業の総合的な企画及び判断並びに進行管理及び、上記 2 (1) ~ (10)、(12) については再委託してはならない。

ウ 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とする。

エ 業務の遂行において再委託を行う場合には、あらかじめ厚生労働省の承認を受けることとする。再委託先又は再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。

(5) 費用負担等

ア 個別訪問による指導の実施に係る費用、資料作成費等の一切の費用については、すべて受託者の負担とする。(委託費からの支出)

イ 受託者が、本事業の費用として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を本事業の費用に計上することはできない。

ウ 委託者は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出しない。

エ 本事業に係る費用のうち契約額を超える額については、受託者の負担とする。

4 実施期間

平成 28 年 4 月 8 日(予定)から平成 29 年 3 月 25 日まで

なお、契約締結を予定している日までに政府予算案(暫定予算を含む。)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は双方で別途協議する。

5 必要な参加資格

次の資格を満たす者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 25・26・27 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のうち営業品目「その他」で、A、B 又は C 等級に格付されている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（オ及びカについては 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
ア 厚生年金保険 イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ウ 船員保険
エ 国民年金 オ 労働者災害補償保険 カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 閲覧資料

希望者は、平成 24 年度から 26 年度までの「トラック運転者労働条件改善事業」報告書、及び平成 27 年度の「トラック運転者労働条件改善事業」において作成されたチェックリスト、アンケートの閲覧をすることができる。

なお、閲覧を希望する場合は、厚生労働省が定める期間、場所、方法において閲覧することができることとする。

7 引継ぎ

取組事例集及び平成 24 年度から平成 26 年度までの「トラック運転者労働条件改善事業」報告書については監督課から受託者に提供する。

8 仕様書に対する疑義等

この仕様書に疑義が生じた場合は、以下の連絡先まで問い合わせること。

なお、仕様の内容に変更が生じた場合は、受託者と監督課で別途協議する。

連絡先

厚生労働省労働基準局監督課 自動車労務改善係

Tel : 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1 （内線 : 5 5 4 7）

